

埼労発基 0825 第 32 号
令和 8 年 8 月 25 日

各位

埼 玉 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

あわせて、政府においては、いわゆる「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととしています。このため、職域においても疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図っていく必要があります。

本年度の強化月間については別添1のリーフレットを活用する等して、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。